

## 神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸共同利用実施要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸共同利用関係規程(以下「利用規程」という。)第7条の規定に基づき、神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船海神丸(以下「練習船」という。)の共同利用の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (共同利用の申請及び許可)

第2条 共同利用を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、様式1による附属練習船海神丸教育関係共同利用申請書(以下「申請書」という。)を原則として、利用規程第5条に規定する共同利用運営協議会(以下「協議会」という。)が定める日までに神戸大学大学院海事科学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定による申請書を提出しようとするときは、あらかじめ、実施内容について協議しなければならない。
- 3 研究科長は前項の規定による申請書の提出があったときは、協議会の議を経て、研究科長が許可するものとする。
- 4 研究科長は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。
- 5 研究科長は、第3項の許可後に申請書に虚偽の記載その他この要項に違反したことが判明したときは、その許可を取り消すことができる。
- 6 共同利用の許可を受けた者が、申請内容を変更するときは、速やかに研究科長に申し出て、その許可を得なければならない。

### (共同利用の中止)

第3条 研究科長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該共同利用に伴い乗船をする者(以下「利用者」という。)の乗船前に限り、共同利用の許可を取り消し、当該利用の中止を求めることがある。

- (1) 災害対応その他の事由により、本学において緊急に練習船を使用する必要性が生じたとき。
  - (2) その他やむを得ない事由により研究科長が必要と認めたとき。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、荒天その他の事由により出航(航海中であっては航海の継続)が困難であると練習船船長が判断した場合は、利用者の乗船の前後にかかわらず、当該共同利用に係る航海を中止することがある。

### (費用負担)

第4条 利用者は、乗船に伴い食費その他の実費が発生する場合にあつては、別に定めるところによりその費用を負担するものとする。

### (利用者の注意義務)

第5条 利用者は、練習船船長その他乗組員の指示に従い、航海の安全確保、船内の規律の保持及び設備等の保全に努めるものとする。

### (雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、共同利用に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要項は、令和4年3月23日から施行する。
- 2 神戸大学大学院海事科学研究科附属練習船深江丸共同利用実施要項(平成26年3月6日制定)は、廃止する。